

2022年4月5日

ウルグアイ政府の新たな措置：ウルグアイ入国措置の緩和

● 4月4日、ウルグアイ政府は当国入国措置の緩和につき発表しました。

4月4日、ウルグアイ政府は、出入国措置に関する4月1日付政令を発表しました。概要は以下のとおりです。

- 1 新型コロナウイルスに感染しておらず、かつ、自国が承認する SARS CoV-2 ワクチンの1回（注：ジョンソン&ジョンソンの場合）または2回接種済みであることを証明できる者、またはウルグアイ入国前10日～90日の間に新型コロナウイルスに罹患歴のある者に対しては、入国時にPCR検査または抗原検査の陰性証明の提示を求めない。
- 2 上記1のいずれにも当てはまらない入国者に対しては、出国地または乗り継ぎ地において出国前72時間以内に行ったPCR検査、もしくは抗原検査の陰性証明の提示を入国時に求める。ただし、6歳以下を除く。
- 3 入国前7日間で新型コロナウイルス陽性と診断された者、または新型コロナウイルスの症状が見られる者については、入国が許可されない。
- 4 今般の変更点以外の措置内容については、現行の措置内容に変わりはない。

○ウルグアイ厚生省省令（2022年4月1日付）

https://medios.presidencia.gub.uy/legal/2022/decretos/04/cons_min_614.pdf

○ウルグアイ観光省ホームページ

<https://www.gub.uy/ministerio-turismo/comunicacion/noticias/gobierno-realizo-modificaciones-decreto-autoriza-ingreso-pais-0>